

4.6.2 緑の量

4.6.2 緑の量

計画地内の緑被の状況等を調査し、本事業により回復育成する緑の量（緑被の変化）について、予測及び評価を行った。

(1) 現況調査

ア. 調査項目

本事業による緑被の変化及び全体の緑の構成に係る影響について、予測及び評価するための基礎資料を得ることを目的として、次の項目について調査を行った。

- | |
|---|
| (ア) 緑被の状況
(イ) 緑化計画
(ウ) 生育環境
(エ) 土地利用の状況
(オ) 関係法令等による基準等 |
|---|

イ. 調査地域

(ア) 緑被の状況

計画地内とした。

(イ) 緑化計画

計画地内とした。

(ウ) 生育環境

計画地及びその周辺とした。

(エ) 土地利用の状況

計画地及びその周辺とした。

ウ. 調査方法等

(ア) 調査期間・調査時期

令和3年6月10日(木)

(イ) 調査方法

a. 緑被の状況

現地踏査により、計画地内の緑被の状況を把握した。

b. 緑化計画

事業計画の内容を明らかにすることにより、緑化計画を把握した。

c. 生育環境

次の既存資料の収集・整理及び現地踏査により、計画地周辺の生育環境を把握した。

- ・「神奈川県土地利用現況図〔横浜東〕」(令和6年 神奈川県)等

d. 土地利用の状況

次の既存資料の収集・整理及び現地踏査により、計画地周辺の土地利用の状況を把握した。

- ・「神奈川県土地利用現況図〔横浜東〕」(令和6年 神奈川県)
- ・「ガイドマップかわさき 用途地域等」
(令和7年10月閲覧 川崎市ホームページ)等

e. 関係法令等による基準等

次の関係法令等の内容を整理した。

- ・「川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」(平成11年12月 条例第49号)
- ・「川崎駅周辺地区緑化推進重点地区計画」(令和3年3月 川崎市)
- ・「川崎市緑化指針」(令和4年2月一部改正 川崎市)
- ・「川崎市環境影響評価等技術指針」(令和3年3月第7次改訂版 川崎市)
- ・「川崎市みどりの将来像」(令和8年3月 川崎市)
- ・「地域環境管理計画」(令和3年3月改定 川崎市)

エ. 調査結果

(ア) 緑被の状況

a. 植生区分調査

計画地の植生区分は、裸地、建築物等が 100.0%となっていた (p.240 表 4.6.1-3 参照)。

b. 緑度調査

表 4.6.2-1 に示す「川崎市環境影響評価等技術指針」に定められた緑度指数とその区分を用いた計画地の緑度指数及び面積は、表 4.6.2-2 に示すとおりである。

計画地の緑度の区分である裸地、建築物等の緑度指数は 1 に該当し、計画地の平均緑度 (L.G) は 1.0 となる。

$$\text{平均緑度 (L.G)} = \frac{\text{総区分別指数} \Sigma (G \times a)}{\text{指定開発行為に基づく面積 (A)}} = \frac{\text{約 } 3,740\text{m}^2}{\text{約 } 3,740\text{m}^2} = 1.0$$

表 4.6.2-1 緑度区分及び指数

指数 (G)	緑度の区分	内容
5	すぐれた自然植生及びそれとほぼ同等の価値を持つ植生地	すぐれた自然植生地及びそれとほぼ同等の価値をもつ自然的植生地で、あわせて一定規模の面積を有し、かつ良好な植生状態が形成されているもの。
4	よく成育した植生地 (二次林、植林、竹林)	よく成育した半自然的あるいは二次的植生地で、これを構成する樹種の樹高が概ね 10m 以上で、良好な植生状態が維持されているもの。
3	やや成育が進んだ植生地 (二次林、伐採跡地、耕地、果樹園)	やや成育が進んだ二次的植生地で、これを構成する樹種の樹高が概ね 10m 以下で、多少とも良好な植生状態が維持されているもの。
2	貧弱な植生地	植生状態が貧弱な二次的植生地。
1	人工的な環境又は緑が極めて少ない裸地等	人工的な環境又は緑地が極めて少ない土地。

出典：「川崎市環境影響評価等技術指針」(令和3年3月第7次改訂版 川崎市)

表 4.6.2-2 計画地の植生タイプの緑度指数及び面積

緑度の区分	緑度指数 G	区分別面積 (m ²) a	割合 (%)	区分別指数 G×a
裸地、建築物等	1	約 3,740	100.0	約 3,740
合計		約 3,740	100.0	約 3,740

(イ) 緑化計画

本事業の緑化計画の基本的な考え方及び緑化地の内容は「第 1 章 1.4.5 緑化計画」(p.27 参照) に示すとおりである。

(ウ) 生育環境

生育環境については、「第 4 章 4.6.1 (1) エ. (カ) 生育環境」(p.247 参照) に示すとおりである。

(エ) 土地利用の状況

土地利用の状況は、「第 2 章 2.1.6 土地利用状況」(p.63 参照) に示すとおりである。

(オ) 関係法令等による基準等

a. 川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例

本条例は、川崎市における緑の保全及び緑化の推進に関して必要な事項を定め、市と市民及び事業者との協議により、良好な都市環境の形成を図り、もって現在及び将来の市民の健康で快適な生活の確保に寄与することを目的としている。

b. 川崎駅周辺地区緑化推進重点地区計画

本計画では、「みどりが人とつながる場や機会をつくり、川崎の多様性や歴史・未来を感じられるまちづくり」を基本理念に「(1)みどりが人と人をつなぎ、多様性を感じられるまちづくり」、「(2)みどりが骨格となり、歴史・未来を感じられるまちづくり」「(3)みどりと人がつながり、持続可能な社会形成を実現するまちづくり」の3つの基本方針に基づき計画の推進を図っている。

c. 川崎市緑化指針

「川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づく緑化のためのガイドラインとして「川崎市緑化指針」が定められている。

住宅等施設の設置目的や立地に対する環境等の諸条件に応じ、個性的で付加価値の高い緑を保全・回復育成・創出することを目指し、緑化の手順、施設ごとの緑化指針等具体的なガイドラインが示されている。

本指針で定められている緑化面積は、緑化地面積の他、大景木植栽等により換算される「多様な緑化手法で確保する面積」、建築行為後も残される緑地として換算される「保全される緑地」によって構成された面積となっている。

d. 川崎市環境影響評価等技術指針

指定開発行為に係る地域別環境保全水準の具体的な数値等が定められている。

(a) 緑被率算定式

「地域環境管理計画」に基づく地域別環境保全水準の具体的内容としては、「川崎市環境影響評価等技術指針」において、指定開発行為に係る緑被率の算出式が示されており、本事業に対する緑被率を計算すると、15.0%となる。

$$\begin{aligned} \text{緑被率} &= (A \times \alpha + B \times \beta + A \times G') \times 100 / A \\ &= \{ (A \times 0) + (A - A \times 0) \times 0.1 + (A \times 0.05) \} \times 100 / A \\ &= (A \times 0 + A \times 0.1 + A \times 0.05) \times 100 / A \\ &= 15.0\% \end{aligned}$$

A : 指定開発行為に係る面積 (約 3,740m²)
α : 0.06 等法令等により必要とされる公園、緑地等の割合
ただし、法令等により公園、緑地等を設置しない場合は α = 0 とする。
B : 指定開発行為に係る面積から公園、緑地等の面積を除いたもの
β : 指定開発行為の種類ごとに定める数値 (0.1)
G' : 平均緑度係数 (0.05 (L.G = 1.0 より))

(b) 指定開発行為の種類ごとに定める数値（β）

指定開発行為の種類	地 区	β
「高層建築物の新設」	第1種、第2種、第3種	0.1
「住宅団地の新設」	第2種（準工業地域を除く。）	0.1

- 注 1) この表において「第1種地区」とは、都市計画法第8条第1項第1号の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域及びその他の地域をいう。
 2) この表において「第2種地区」とは、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域をいう。
 3) この表において「第3種地区」とは、工業地域及び工業専用地域をいう。

(c) 平均緑度係数（G'）

平均緑度から以下の対応表を用いて平均緑度係数を求める。

平均緑度(L.G)	5.0～4.0	3.9	3.8	3.7	3.6	3.5	3.4	3.3	3.2	3.1	
平均緑度係数(G')	0.25	0.24	0.23	0.22	0.21	0.20	0.19	0.18	0.17	0.16	
	3.0	2.9	2.8	2.7	2.6	2.5	2.4	2.3	2.2	2.1	2.0～1.0
	0.15	0.14	0.13	0.12	0.11	0.10	0.09	0.08	0.07	0.06	0.05

注) 網掛けは採用した数値を示す。

e. 川崎市みどりの将来像

本計画では、「人と自然が共生する幸福な社会」の実現に向けて、ネイチャーポジティブ（自然再興）やサーキュラーエコノミー（循環経済）などの地球環境に関する世界的な潮流、気候変動などの社会環境の変化などに対して、これまで以上に高い意識を持って、目標とすべき将来像を示している。

「緑のつながり」「人のつながり」「みどりを活かしたまちづくり」の3つの柱に基づき、計画の推進を図っている。

f. 地域環境管理計画（令和3年3月改定 川崎市）の地域別環境保全水準

地域環境管理計画の地域別環境保全水準は、平野部に関して「緑の現状を活かし、かつ、回復育成を図ること。」と定められている。

(2) 環境保全目標の設定

環境保全目標は、「地域環境管理計画」の地域別環境保全水準を参考として、計画地の現状（駐車場等）を踏まえ、「緑の適切な回復育成を図ること。」と設定した。

また、具体的な内容として、「川崎市環境影響評価等技術指針」に示された式により算出された緑被率（15.0%）を設定する。

(3) 予測、環境保全のための措置及び評価

ア. 予測

(ア) 予測項目

供用時における緑の量（緑被）の変化の程度について予測する。

(イ) 予測方法等

a. 予測地域

計画地内とした。

b. 予測時期

供用後とした。

c. 予測条件・予測方法

(a) 予測条件の整理

土地利用計画、緑化計画を整理した。

(b) 予測方法

① 緑被の変化

本事業における緑化計画の内容を基に、「川崎市環境影響評価等技術指針」により算出された緑被率と比較する方法による。

(ウ) 予測結果

a. 緑被の変化

緑被率に関する予測結果は、表 4.6.2-3 に示すとおりである。

本事業の緑被率は約 31%を確保する計画である。「地域環境管理計画」に基づく地域別環境保全水準の具体的内容として、「川崎市環境影響評価等技術指針」に示された式により算出された緑被率（15.0%）を満足すると予測する。

表 4.6.2-3 緑被率の予測結果

区 分		面積	備 考
緑化面積	大景木植栽 (本数)	約 1,177m ² (15 本)	樹高 10.0m (1,177.5 m ² =5.0m×5.0m×3.14×15 本)
区域面積		約 3,740m ²	—
緑被率		約 31%	—

注) 緑化面積の算出方法は「川崎市緑化指針」（令和 4 年 2 月一部改正、川崎市）に基づく。

2) 環境保全のための措置

本事業では、緑の適切な回復育成を図るために、次のような措置を講じる計画である。

- ・密度を考慮した植栽を行い、緑の創出、育成に努める。
- ・大景木の植栽などにより、効果的な緑化を行う。
- ・見通しの良い、安全・安心に配慮した植栽を行う。
- ・施肥、除草・草刈り等の適正な維持管理を行う。
- ・共同住宅・駐車場等の周囲について、計画的に植栽する大景木以外にも可能な限り緑地を確保するとともに、高木、中木、低木、地被類を組み合わせた樹種を可能な範囲で選定する。

3) 評価

本事業における緑被率は約 31%で、「川崎市環境影響評価等技術指針」に示された式により算出された緑被率（15.0%）を満足すると予測する。

さらに、配植や密度を考慮した植栽を行い、緑の創出、育成に努める等の環境保全のための措置を講じる。

以上のことから、緑の適切な回復育成が図られるものと評価する。

